

9月20日～26日

動物愛護週間

動物の愛護と正しい飼い方について、理解と関心を深めるための週間です。この機会に、命の大切さや飼い主としての責任について考えましょう。

●環境保全課(内線149)

無責任な餌やりはやめましょう

4月1日から「長崎県動物の愛護及び管理に関する条例」が施行され、飼い主のいない猫への餌やりがルール化されました。飼い主のいない猫に餌やりをする人は、不妊・去勢手術が実施されている猫を対象とし、汚物の適切な処理を行うなど、周辺住民の生活環境に配慮した管理を行う必要があります(第12条)。

かわいそうだからと飼い主のいない猫に無責任に餌をやることは、殺処分される不幸な命を生み出すこともありますので、やめましょう。



「地域猫活動」を知っていますか?

活動内容

- ▶ 野良猫の不妊・去勢手術
- ▶ 餌やりやトイレの場所を地域でルール化
- ▶ その猫が命を全うするまで見届ける

効果

- ▶ 発情期の鳴き声や尿のにおいが軽減
- ▶ 猫のごみあざりが無くなる
- ▶ 糞尿の被害が減る



地域猫活動への助言を行っています

●県央保健所 ☎26・3305

虐待や遺棄は犯罪です

愛護動物を虐待したり棄てたりすることは絶対にやめてください。違反者は、懲役や罰金が科されます。

犯罪です。



罰則が強化されました。

動物の遺棄・虐待は

●愛護動物を殺した場合は5年以下の懲役または50万円以下の罰金
 ●愛護動物を遺棄・虐待した場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金

環境省 警察庁

出典/環境省・警察庁

長 崎 県 動 物 管 理 所



動物管理所や保健所などで、新しい飼い主を待っている動物たちがいます。
詳しい情報や写真は、ながさき犬猫ネット(県動物愛護情報ネットワーク)で確認できます。



保護犬・猫の譲渡を受けたい



森園町1446
☎53・9660

「わんにゃん募金」にご協力を

野良猫対策や動物愛護推進に活用



設置場所 市役所案内・各出張所窓口
令和4年度の募金額 ▶ 4万381円
全額、「野良猫不妊・去勢手術費用助成金」に使わせていただきました。ご協力ありがとうございました。

ペットを飼いたいと思ったら

- ▶まずは家族で十分に話し合しましょう。
- ▶自治体などからの譲渡も、選択肢の1つとして検討してみてください。
- ▶飼いたいと思う動物を自分の目でしっかりと確認し、販売業者や譲渡者から、その動物の病歴や飼い方、寿命、不妊・去勢手術などについて説明を受け、迎える準備をしっかりと行いましょう。
- ▶ペットを飼わないという選択肢もあります。最期まで飼う覚悟がなければ、飼わないことが正しい選択です。

犬を飼っている人へ

- ▶飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・鑑札の装着などは法律で義務付けられています。市で迷い犬を保護した場合は装着された鑑札を確認し、飼い主に連絡します。愛犬のためにも必ず登録を行い、鑑札を装着させましょう。
- ▶散歩の際には糞を持ち帰る、尿を水で流すなど、ルールやマナーを守るようにしましょう。



犬のしつけ教室「犬との暮らしを楽しむために」

講師 森 邦子先生(森動物病院・しつけインストラクター)

日時 9月16日(土)、10時30分～12時

場所 ミライon 参加費 無料

定員 40人(応募多数の場合は抽選)

申込期限 9月6日(水)

申込方法 ①市ホームページ申込フォーム
②持参・郵送・ファクス(任意様式に、氏名・住所・電話番号・メールアドレス・参加人数・あれば講師への質問を記入)
(宛先)〒856-8686(住所不要)環境保全課
☎54・0404

ペットを飼い始めたら

- ▶ペットの健康管理に注意し、ルールやマナーを守って、ペットがその命を終えるまで責任をもって適切に飼いましょう。
- ▶犬や猫などは室内で飼い、外出時には、迷子にならないよう、必ずリードやケージを使いましょう。
- ▶迷子になった時のため、マイクロチップの装着や飼い主の氏名・連絡先がわかるものを身につけさせておきましょう。
- ▶適切に飼うことのできる数を保つことは飼い主の責任です。繁殖予定がなければ、不妊・去勢手術を行い、むやみな繁殖を抑えましょう。手術を行うことで、大切なペットの病気を予防することもできます。

犬・猫のマイクロチップ登録

令和4年6月1日から、ブリーダーやペットショップなどで販売される犬や猫について、販売前に個体識別のためのマイクロチップを装着し、指定登録機関へ情報を登録することが法律で義務化されています。飼い主になる際には、飼い主自身の情報への変更登録の手続きが必要です。



ペットも災害に備えましょう

日頃から災害時に備えて、ペットの避難用品を準備し、しつけをしておきましょう。ペット同行避難所ではケージで過ごすことになるので、ケージに馴らしておきましょう。

(参考)ペットの避難用品

- ▶ケージやキャリーなどの収容用品
- ▶フード・水(5日分以上)と食器
- ▶トイレ用品
- ▶常用薬



どこかで保護されているかもしれません。
動物管理所や保健所
・市役所
・警察
などへ早急にご連絡ください。

環境省の収容動物データ検索サイトでは、動物管理所や保健所などに収容された動物の情報を確認できます。

飼っている犬・猫が
逃げ出してしまった



※8月上旬に動物管理所で撮影。
来場時に同じ個体がいるとは限りません。

